

佐賀大学医学部職員ネームプレート着用内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1 佐賀大学医学部に勤務する職員が着用するネームプレートの取扱いについては、この内規の定めるところによる。

(着用義務)

第2 職員は、医学部内で勤務中は、職員であることを明示するため、別表に定めるネームプレートを必ず着用しなければならない。

(貸与)

第3 ネームプレートは、総務課において貸与する。

(貸与又は譲渡の禁止)

第4 職員は、ネームプレートを他の者に貸与し、又は譲渡してはならない。

(亡失等届)

第5 職員は、ネームプレートを亡失し、又は損傷した場合は、別記様式によるネームプレート亡失等届を総務課に提出し、再交付を受けなければならない。

2 前項の再交付を受けた者は、実費を負担するものとする。ただし、亡失し、又は損傷した理由が本人の責によらない場合は、この限りでない。

(返納)

第6 職員が離職し、又は転出した場合は、速やかにネームプレートを総務課に返納しなければならない。

(着用の特例)

第7 佐賀大学事務局に所属する職員で鍋島地区に勤務する者並びに別表に掲げる職員以外の者で医学部長が特に必要があると認めたときは、この内規を準用して着用させることができる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月21日改正)

この内規は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

別表

ネームプレート（写真入り）の規格

ネームプレートの大きさ及び形状等	
縦 4.8cm，横 8.0cm の写真入りのネームプレートとする。 表面は有色とし，所属の部分を濃くし，色の標示は次のとおり区分する。 所属は，医学部長，病院長，看護部長，薬剤部長及び事務部課長以上の者（環境施設調整官，企画管理課長，施設課長を含む。）については，それぞれの職名で標示し，それ以外の者については，それぞれの所属する講座等名で標示する。 文字は，すべて黒色とする。 ※企画管理課，施設課等佐賀大学事務局の所属で，鍋島地区に勤務する職員については，氏名の下は「佐賀大学」と表示する。	
職 員 の 区 分	所属の標示色
医学部長及び病院長 教員（医員及び医員（研修医）を含む。）	青
臨床検査技師，診療放射線技師，薬剤師等	黄
看護部所属職員	ピンク
その他の事務職員等	緑

別記様式

ネームプレート亡失等届

平成 年 月 日

佐賀大学医学部長 殿

所	属
職	名
氏	名

亡失

このたび、ネームプレートを下記理由により しまったので、再交付願
損傷
います。

記

(亡失又は損傷の理由)